

回祿からの再生 —罹災と公家の記録管理—

西村 慎太郎

【要旨】

本稿では、天明8年（1788）に発生した天明の大火における朝廷や公家を事例として、罹災を通じた記録資料の意識と再生について検討した。

近世の朝廷では記録資料の組織的な管理は行なっていない。それは構成員である天皇・公家の身分的安定のためであると考えられる。天皇・公家は排他的な血と知の継承のためには、合理的に朝廷運営・朝廷儀式を進めるためのツールとして、公日記などの記録資料が作成されることは極端に忌避していた。むしろ、個々の家で業務に関する日記を蓄積していった。

そして、天明の大火に罹災した公家の事例として、高橋宗孝を事例として掲げた。高橋家には多くの記録資料や蔵書があり、目録が作られ、管理されていた。記録資料を保管するアーカイブズとして、「記録蔵」と称された土蔵があった。しかし、大火を防ぐことはできず、灰燼に帰した記録資料を目の当たりにし、愕然とした心情を吐露している。

失われた資料を再生するため、宗孝は業務に不可欠な記録資料を早々に借用している。これは地下官人として円滑に業務を進めようするためだ。さらに、大火直後、大金の書籍を購入している。おそらく、焼失した善本の回復を行なおうとする意識であろう。但し、自身の書写や購入だけでは間に合わず、「雇筆」による書籍のコピーが行なわれた。「雇筆」による書写は身分的安定を脅かすことにも成りかねないため、刊行されているものに限定されたものと思われる。

【目次】

はじめに

1. 天明の大火について
2. 近世朝廷の記録資料について
3. 天明の大火罹災と公家の記録
4. 罹災後の記録資料再生

おわりに

はじめに

未曾有の災害は記録資料に深刻なダメージを与える。ダメージを受けた結果、その記録資料はもはや蘇生し得ないくらいの状況に陥ってしまうことがある。国内においては関東大震災や東京大空襲、最近だと阪神淡路や宮城・新潟などの震災をはじめ、兵庫での水害など自然災害によって失われた記録資料は数知れない。

では、近世において罹災した記録資料のうち、筆者がこれまで研究を行なった朝廷や公家の場合はどうか。本稿では、天明八年（1788）に発生した天明の大火における朝廷や公家を事例として、

罹災を通じた記録資料の意識と再生について検討したい。一では、天明の大火がどのような災害であったのかを概観する。二では、近世朝廷の記録資料管理の様相を概観し、どのような管理であったのか、その特質は何かについて検討する(第一の課題)。三では、公家は記録資料をどのように意識していたかについて検討する(第二の課題)。四では、失われた記録資料をどのようにして再生しようとしているか、その際、何を念頭に置いたかを検討する(第三の課題)。なお、史料中の()は筆者註、〈 〉は割註である。

一、天明の大火について

最初に、本論の前提となる天明の大火について述べたい。江戸時代の京都を襲った未曾有の災害である天明の大火については安国良一氏の先行研究にも詳しい¹⁾。ここでは、安国氏の研究とともに様々な史料からこの大火について概観してみたい。

天明の大火は天明8年(1788)正月30日早朝に発生した。「京都天明炎上記」によれば、「天明八つちのえさるのとし二月(ママ)三十日の暁寅のひとつはかり」と記されている²⁾。安国氏の論文では、諸史料を参考に「卯上刻」と述べている³⁾。東林樵夫による「天明炎上記」には、「横雲しらむ山端に、かすむけふりハ紅に、にほひて南のかたに火ありといふ」とある⁴⁾。筆者の「東林樵夫」とは堂上公家の正三位町尻量原のことであるが、町尻邸は寺町門を出て、南側に進んだところであり(現在の京都市歴史資料館のあたり)⁵⁾、山際が白々としてきた頃、南の方で火災が発生し、煙の臭気が速く町尻量原の屋敷にまで届いたのであろう。すなわち、まだ寒さが残る春先の早朝、正確な時刻は未定ながら、東山の空が薄明るくなるかならないかの時刻に火災が発生したものと思われる。なお、後に詳述する御厨子所預高橋宗孝の日記によれば、6月11条に「天明炎上記〈町尻殿作〉写出来〈御末おか・筆ナリ〉」と記されていることから、既に6月段階には「天明炎上記」が地下官人にまで流布していたようである⁶⁾。すなわち、大火から間もない時期に記した新鮮な記憶の産物であると言えよう。

出火場所は、東山の閉栗辻子。「京都天明炎上記」には「宮河町〈とんくりの辻子下ル、新道南角〉となんいへるあたりの小家より火出で」と見え⁷⁾、「天明炎上記」にも「建仁寺あたり、とんくりつしなる小家」と記されている⁸⁾。「大外記師武記」同日条に「松原ノ宮川町鈍栗辻子」と記

1) 安国良一「京都天明大火研究序説」(『日本史研究』412、1996年)。

2) 「京都天明炎上記」(国文学研究資料館蔵紙焼写真N538。原蔵は大阪市立大学附属図書館森文庫蔵9145-KYO)。

3) 前掲註1 安国良一「京都天明大火研究序説」54頁。

4) 「天明炎上記 全」(国立公文書館内閣文庫蔵写真帳144-171)。

5) 当該期の内裏とその周辺の詳細を描いた絵図は管見の限り不明だが、享和2年(1802)12月再刻の内裏図(「奥野高廣氏所蔵文書」15、東京大学史料編纂所蔵写真帳6171.36/28/15)によれば、「惣門」(現在の寺町門)の近くに「町尻殿」が描かれている。

6) 「日記」(慶応義塾大学図書館魚菜文庫蔵御厨子所預高橋家記録類242-1001-14)天明8年6月11日条。

7) 前掲註2「京都天明炎上記」。

8) 前掲註4「天明炎上記 全」。

9) 「大外記師武記」(国立公文書館内閣文庫蔵古009-271)。

10) 大火当日に記された可能性は低いものの、かなり早い時期に執筆されたものと思われる。その根拠として、当該期の「大外記師武記」にはもとの表紙に「天明八年正月三十日より炎上仮日記」という表題があり、その脇に「於鹿ヶ谷安楽寺録之」と記してある。これは罹災時に押小路家が避難していた場所である。

されていることから⁹⁾、出火場所は団栗辻子付近と見て間違いなく、とりわけ、「大外記師武記」は大火間もない時期に書かれたものと想定されることから、早い時期に出火場所の情報が共有されていたものと思われる¹⁰⁾。団栗辻子とは、鴨川の東側、歌舞伎発祥の地という由緒で語られる京都四条南座の南に位置する通りだ。京都の中心である四条、または祇園や建仁寺など現代京都の観光スポットに程近い。では、江戸時代の団栗辻子はどのような場所であったか、本島知辰『月堂見聞集』享保8年（1723）10月18日条には次の記事が見える。

同（享保8年10月。筆者註。以下同）十八日、祇園新地どんぐりの凶子、今度御穿議之由、白人三十人余、同かごまはしの者四人被召出、白人は面々の親元へ御預け、まはしの者は町々へ御預け被成候、白人の親共其町々へ御預け被成候由、十一月十一日にまはし四人共に京都・伏見・大津三箇所御追放、家財御欠所、¹¹⁾

享保8年10月18日、団栗辻子にて町奉行所の「御穿議」があり、「白人」30余人と駕籠回し（従者）が召し捕えられて、親元や町へ預けられたという話を掲載した。「白人」とは、祇園や大坂新地などの私娼のことで、歌曲などの芸が乏しかったことから付けられた異称である¹²⁾。このことから、団栗辻子とは私娼が多く居住する空間であったことがうかがえよう。

さて、火災発生以後の様子を「天明炎上記」の執筆者である町尻量原の視点で観察してみたい¹³⁾。火災の一報を聞いて、「心元なくも、おもひはへらす」と記しているように不安な気持ちはあったものの、遠くの火事であることから気にも留めず（実際、団栗辻子での火災ならば、まさに対岸の火事である）、呑気に手洗いや髪型のセット、日常の遙拝などを済ませている。その後、机に寄り掛かっていたところ、徐々に往来が騒がしくなってきたので、外を見たとこ黒煙が雲のようにたな引いている。また、往来が騒がしくなったのは「高き人の御坐す所ハことなからむ」という考えから、禁裏近くに人々が集まってきたのであった。人々のこのような考えは、当時の京都における消防体制が延焼地域を放棄して、二条城と御所の類焼防止に主眼があったとする藤本仁文氏の評価を意識面でも補強するものであると言えよう¹⁴⁾。

町尻がこのように近所の様子を見ていたが、やがてこの「ことなからむ」地にも炎の手が迫ってきた。

灰けぶり四方におほひ、くれ行雲も昼のやうにして、風猶はけしく、よこきるあめにふりかゝる、炎ハ衆量の落るか如く見へ待れハ、あなかしこ御所あたりも心もとなしと足を空に馳違ふ公卿・殿上人など殿上のほとりにあつまりさやく、位袍・直衣様々に、垂纓・巻纓とりませて、ひしめく程に空ハ曇をなかしたるやうにかきくもり、霰ハあめのあしにましりあたる所をとをりぬへく、かみさへなりひしめくひかりハとふ炎に映して、いとあやし、

煙が公家町のあたりまでも充満して、火の勢いは激しさを増してきた。御所の周辺には公家たちが慌てて、装束が位袍だったり、直衣だったり、冠が垂纓だったり、巻纓だったり、とにかく混乱した様子であった。「灰けぶり四方におほひ」と表現されているが、公家町への火勢は南と西からであったことを安国氏は明らかにしている。

11) 本島知辰『月堂見聞集』卷之十五（『続日本随筆大成 別巻 近世風俗見聞集3』吉川弘文館、1982年）257頁。

12) 『日本国語大辞典』10、1033頁。

13) 以下、前掲註4「天明炎上記 全」。

14) 藤本仁文「近世京都大名火消の基礎的考察」（『史林』88-2、2005年）。

さて、夜になって申刻に天皇の避難が決定。酉刻頃、公家町へ火が迫ってきたため、公家の避難が始まる。亥刻には公家屋敷が類焼し、丑刻には下鴨社へ天皇が避難、その頃、御所も焼失した。北へ北へと火勢は衰えず、天皇も下鴨社から聖護院へ避難場所を変えざるを得なかった。最終的には鞍馬口の方まで類焼し、全体が鎮火したのは辰から巳刻にかけてであったという。1400町を超える町々に被害が及び、家数36797軒、寺201寺、神社37社、武家屋敷67ヶ所が焼け落ちた。

このような未曾有の災害で、公家たちの記録資料の罹災は計り知れなかったものと思われる。その状況と意識については三章で検討したい。

二、近世朝廷の記録資料について

次に近世朝廷における記録資料の作成や管理・保管について述べたい。朝廷における記録資料と言えば、御所に設置された東山文庫が想起されよう。東山文庫には6万部もの平安時代後期から近世までの典籍・記録・文書の類が遺されており、その変遷や収蔵されている記録資料の分析は歴史学や国文学など非常に厚い蓄積がある¹⁵⁾。しかし、朝廷社会にあっては現実の、まさに今、行なわれようとする日常業務や年中行事の円滑な執行が求められている。禁裏文庫研究は歌書や歴史書・古典的な儀礼書などに限定されているため、同時代の業務に関わる記録資料の様相については明らかにしていない(無論、禁裏の文庫の中の「歌書や歴史書・古典的な儀礼書」がアーカイブズとして同時代に認識され、研究や複写が成されていたことは疑いないが)。いわば、近世の朝廷の「行政」文書の管理については課題として遺されていると言えよう。そこで、近世の朝廷とその構成員である公家がどのように記録資料を作成し、管理したのかを概観してみたい。なお、ここで述べる「朝廷」とは空間としての禁裏御所に限定する。

結論を述べれば、近世の朝廷においては組織的に記録資料を作成・管理していない。そのような部署も存在しない。日々、大量の文書が作成・発給されるにも関わらず、である。但し、業務に関わる日記や日次記の類を執筆している部署・役職は一部存在する。最も著名なものとして「御湯殿上日記」が挙げられよう。「御湯殿上日記」については戦前より多くの研究があり、とりわけ、女房詞で書かれていることから、国文学の研究蓄積が豊富である¹⁶⁾。それらの研究に依拠して「御湯殿上日記」について概略を述べてみよう。「御湯殿上日記」の最古のものは文明9年(1477)で、欠けている年があるものの、文政9年(1826)まで、女房によって書き続けられている。北上真生氏によれば、勾当内侍(長橋局とも称する。律令時代にあつては尚侍・典侍に次ぐ掌侍のひとりで、掌侍のトップ)を総轄者として大御乳人・右京大夫以下三大夫が関与し、毎日記すのでは

15) 例えば、田島公編『禁裏・公家文書研究』第一輯～第三輯(思文閣出版、2003年～2009年)、酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』(思文閣出版、2009年)など。

16) 古くは是澤恭三「御湯殿上日記に就て」(『歴史と国文学』7-5、1932年)、和田正夫「御湯殿上日記の研究」(上)(下)(『国史学』12・13、1932年)など。小高恭「お湯殿の上の日記の基礎的研究」(和泉書院、1985年)は「御湯殿上日記」研究の到達点と言えよう。

17) 北上真生氏は「『御湯殿上日記』の基礎的研究 - 執筆方法・執筆者について -」(『国文論叢』37、2007年)。

18) 本田懋子「禁裏番衆所日記」(『別冊歴史読本歴史シリーズ 5 日本歴史「古記録」総覧』新人物往来社、1990年)。

なく、まとめて編集したようで、内容は神事・仏事・進献・年貢出納・人事など多岐にわたる公的 성격が強い日記であると評価している¹⁷⁾。なお、名称の「御湯殿上」とは禁裏御所の常御殿にあった部屋であり、この場で執筆・常備されたものと考えられる。

他方、近世に至って作成が始まった部署・役職の日記としては「禁裏番衆所日記」「議奏日次案」が挙げられよう。「禁裏番衆所日記」についてはほとんど研究が成されておらず、本田慧子氏によって紹介が唯一の成果である¹⁸⁾。表1のように、数種類の写本が伝来しているが、原本は失われているようだ。なぜ、享保期以降が伝来しないかについては今後の課題だが、その発端は寛永18年(1641)7月25日に後水尾院の命令によって、内々番・外様番の堂上公家各2名ずつが小番所において日記を付け始めたことによる。内容は年中行事・天皇の動静・公家の昇殿や奏慶・幕府使者の参内・歌会などの催し・天災などである。「議奏日次案」については武部敏夫氏による先駆的な研究がある¹⁹⁾。議奏とは²⁰⁾、寛文3年(1663)に年若の靈元天皇即位に際し、養育係として付けられた4名の公家のことで、その後、貞享3年(1687)に議奏という名称に定められた役職のことである。関白・武家伝奏とともに朝廷運営の中心に存在し、4～5名が任じられた。毎日1名ずつ出仕するが、その1名が執筆した日記こそ「議奏日次案」である。原本の多くは安政元年(1854)に焼失しており、現存するのは宝永6年(1709)～正徳6年(1717)の9冊(うち正徳元年欠)、享保2年(1718)～同20年の17冊(うち享保4年・同20年欠)、寛政8年(1796)～文化4年(1807)の12冊(うち文化2年欠)、明治期に書写された安政元年・元治元年(1864)・慶応3年(1867)の各1冊のみである。しかし、平井誠二が指摘している通り、「江戸時代の朝廷では、関白・武家伝奏・議奏が三役と呼ばれており、(中略)この内、公日記を執筆していたのは議奏だけであり、朝廷の最も中心的かつ総合的な公日記として貴重な史料」²¹⁾である。

議奏は組織的に記録を作成していたが、関白・武家伝奏はその執務室で記録を作成していないし、管理もしていない。また、三役と同じように朝廷運営を担っていた藏人頭も公日記がない。様々な朝廷儀式の表向きのトップである上卿、実質的トップの奉行にも公日記が存在しない。これほどの大きな組織であり、かつ様々な業務があるにも関わらず、だ。

この点について、朝廷の諸役職・諸部署の公日記がほとんど存在しない理由は構成員の性格に由来する。当然ながら、朝廷運営・朝廷儀式を執行する天皇・公家は排他的な血と知の継承によって再生産される。そして、天皇・公家は排他性を強固にするため、煩雑で、膨大で、非合理的な朝廷儀式を徐々に編み出していく。敷衍すれば、天皇・公家の身分を保証するために、どんな軍事力も暴力も介入を許さない非合理的な朝廷儀式が生成されたのである。荘厳や雅といった側面で語られやすい朝廷儀式は「伝統」や「歴史」で評価されるべきものではなく、要するに、天皇・公家が身分的安定を求めた装置なのだ。したがって、合理的に朝廷運営・朝廷儀式を進めるためのツールとして、公日記などの記録資料が作成されることは極端に忌避されたと言えよう。この

19) 武部敏夫「議奏日次案について」(『高橋隆三先生喜寿記念論集古記録の研究』続群書類従完成会、1970年)。
その他、平井誠二氏による分析もある(『議奏日次案』前掲註18『別冊歴史読本歴史シリーズ 5 日本歴史「古記録」総覧』)。

20) 議奏の成立と展開については、田中暁龍「江戸時代議奏制の成立について」(『史海』34、1987年)。

21) 前掲註19平井誠二「議奏日次案」166頁。

22) 松蘭斎『日記の家』(吉川弘文館、1997年)。

23) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、1983年)。

点、古代・中世の「日記の家」を明らかにした松蘭斎氏の議論は示唆的である²²⁾。松蘭氏によれば、記録資料は「そこから引き出される先例・故実によって、儀式・政務の場での彼らの言動の指針となるもの」であり、「官司請負制」²³⁾の進展によって、特定官職を勤めるための知識や技術は私的な形で取得するようになっていき、その結果、膨大な記録資料を集積する「日記の家」が成立したと述べる。一方、記録資料の損失が天皇・公家に大きなダメージをもたらすという意識は、安元3年(1177)4月28日の大火によって多くの記録資料が失われた状況を藤原兼実が「我朝衰滅」(4月29日条)と記した一語に表れている²⁴⁾。

すなわち、近世朝廷の諸役職・諸部署では、円滑な業務のために公日記が作成されることはない。但し、個々の家々では記録資料を集積し、管理し、公日記などが作成される。それらはオープンになることはない。身分の保障を脅かす資料開示はできないからだ。この点、藤實久美子氏が明らかにしたように、「本朝通鑑」の編纂に際して、江戸幕府が朝廷や各公家に書籍の提供を依頼した時、消極的であったことと関連していると言えよう²⁵⁾。この時の後水尾院の対応を藤實氏は「閉鎖系の「知」を幕府に開放することの拒絶」と評価しているが²⁶⁾、まさにそれは天皇・公家の共通する意識であったものと思われる。

三、天明の大火罹災と公家の記録

天明の大火において、禁裏御所は勿論、多くの公家屋敷が被害にあった。家屋敷をはじめとして、伝来の重宝や朝儀に着用する装束、そして、記録類・文書類・蔵書類の被害は計り知れない。ここでは、公家の一例として、中世以来御厨子所預を世襲で勤めた地下官人²⁷⁾の高橋家を事例して、記録類の罹災状況とその状況下における意識、罹災の一報を受けた周辺人々の反応を検証してみたい。なお、御厨子所とは、もともと禁中の朝夕の供御を調進するところで、預はその実質的な長官に該当する(古代・中世には、殿上人を以って任じる別当が存在した)。やがてその職務は変質し、江戸時代段階では、「三節会腋御膳及朝夕ノ御膳ヲ調進」するようになっていった²⁸⁾。三節会とは、正月に朝廷で開催された元日節会・白馬節会・踏歌節会という儀式。なお、日常の食事については口向役人である板元が調進しているため、「朝夕ノ御膳」は儀式用の膳であるものと思われる。但し、後述するように、天明の大火で罹災した天皇が避難場所で湯漬を食べる時、御厨子所預が持って来た食籠から飯を取り出しており、必ずしも食べられないものではなかった。

近世地下官人の系譜についてまとめた『地下家伝』によれば、高橋家は朱雀門の鬼との双六勝

24) 『玉葉』二(名著刊行会、1971年)37頁。

25) 藤實久美子『近世書籍文化論 - 史料論的アプローチ -』(吉川弘文館、2006年)。

26) 前掲註25 藤實久美子『近世書籍文化論 - 史料論的アプローチ -』79頁。

27) 地下官人については拙著『近世朝廷社会と地下官人』(吉川弘文館、2008年)、拙稿「地下官人」(高埜利彦編『身分の周縁と近世社会 8 朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、2007年)。

28) 『禁中行事記聞』上巻(宮内庁書陵部蔵175-304)。

29) 『地下家伝』中巻(自治日報社、1968年)1058頁～1059頁。

30) 高橋宗直については伴蒿蹊『近世畸人伝』(平凡社東洋文庫、1972年)170頁～172頁、宗政五十緒『「近世畸人伝」の人々』(同編『江戸時代上方の地域と文学』同朋舎出版、1992年)63頁～69頁、拙稿「寛政期有職研究の動向と裏松固禪」(『近世公家社会における故実研究の政治的社会的意義に関する研究』2002年～2004年度科学研究費補助金基盤研究(B)研究成果報告書、研究代表者吉田早苗)。

負で著名な『長谷雄草紙』の主人公・中納言紀長谷雄まで遡り、長谷雄から数えて六世孫・刑部大輔頼任の息子である宗成を祖としている。彼は康平2年（1059）に御厨子所預に任じられており、その後、代々御厨子所預に任じられている²⁹⁾。近世の地下官人の中では古代・中世まで先祖を辿ることができる非常に希有な家だ。天明の大火当時の当主は従六位上采女正高橋宗孝である（27歳）。祖父は有職故実の研究として著名な高橋宗直（図南）である³⁰⁾。

では、天明の大火に遭った高橋宗孝の日記を紐解き、大火当日の正月晦日から二月二日までの彼の動きについて見ていき、合わせて記録類の罹災状況について検証する³¹⁾。なお、御厨子所預高橋家の日記は慶應義塾大学図書館魚菜文庫が所蔵しており、「御厨子所預日記抄」と名付けられている。御厨子所預高橋家・小預大隅家との日記も合わせて延宝期から明治維新直後までの14冊が現存している。但し、そのほとんどは石井泰次郎による写本（抄出本）である。したがって、明らかな誤写や天明8年（1788）の日記は8月27日から10月14日までが欠けているなどの問題があるものの、貴重な資料であるので、これを用いて検討したい。

（天明8年正月晦日条）

一、今卯上刻從河東宮川町辺出火、一時至於四條通西千本、甚及大火、因茲巳刻雖所勞參御所、倍火甚敷、御立退之御沙汰有之、申刻比火至二條辺之由、直下鴨へ可有 遷幸之旨被仰渡、因茲御末衆八人・女孀衆八人・非司并中居共五人・予・佐渡守庸房・鍵番新庄式部・駒山国附添、從御台所御門於經有栖川宮御門前、至東北角穴門、暫時相待之処、雨大降、因茲可有御延引之御沙汰二付、何茂先役所々江帰居様おあちや被申之、予・佐渡守内々帰宅、直ニ參御所御厨子所、

（中略）

一、出御以前日供御膳三ヶ度共（今日不火供）御献長櫃則二棹於郷人足四人為持、至下鴨、依小預当番手代今井庄治附添、納御拜殿（ひらきのやしろ）、

一、戌剋被又々御庭江可相廻旨おあちや被申之、因茲何茂同伴參 御庭之処、亥剋比 出御、遷幸下鴨、先御附衆兩人、（中略）

一、下鴨ニ而御茶・弁当ニ而御湯漬被 聞召之処、御飯無之、然ル所予御献長櫃江御じきらう一ツ入置によりて、早速奉之、

一、坤の炎はげしく、火のこ下鴨に来る故、下鴨より聖護院宮へ遷幸あるへきよし仰出さる、丑剋比遷幸供奉のやう下鴨までのことし、御道筋は下鴨より川原を下へ出町橋・百万遍前・吉田村をへて、聖護院宮へ入御有り、凡寅剋斗云々、

（中略）

一、私宅寅剋比焼之旨家来申之、一統之事、無是非、

（中略）

一、家内何茂無別条、岡崎別宅江遷ル、柴野彦助（柴野栗山）・小野大学允（左官掌小野氏意）・水口右兵衛尉（澁口水口時直）家内、各別荘同居、

（二月朔日条）

一、辰剋比火漸静、本宅へ參ル之処、悉焼失、併土蔵三ヶ所共無別条、甚大悦、

31) 以下、高橋宗孝の日記については、前掲註6「日記」。

32) 前掲註5内裏図。

(二月二日条)

一、從御所卯剋比參本宅之處、書籍・日記・装束類・古物古形等入置土蔵一ヶ所〈在坤〉焼失、
 扱々残念不過之甚愁腸、不尽涙、凡書籍・日記并家記等之目録当家類要ニ有之、他不知、
 数廣大之事故、不書之、

早朝に発生した火災は北へ北へと広がり、四条通りにまで及んだ段階で宗孝は内裏へと向かっている。高橋邸は公家町の一角である梨本町の北端に当たり³²⁾、石薬師門から有栖川宮邸前を通過して、内裏西側の「御台所御門」→「東北角穴門」へ向かったことが記されている。すなわち、内裏の北側を回って行ったのであろう。

火災はますます激しくなり、申の刻に天皇の賀茂への移動が決定した。宗孝は下鴨社へ「御献長櫃」を避難させたが、光格天皇が湯漬を食べようとしたところ、飯がなかったため、「御献長櫃」に入っていた食籠から飯を出している。その間にも、火の勢いは衰えず、下鴨社にも火の粉が舞って来たことから、聖護院までさらに移動することとなった。

一方、日付が変わった2月朔日寅刻頃、宗孝の邸宅は焼失したが、家族は無事であると家来が告げに来ている。そして、一家は洛東の岡崎村の別宅へと避難している。注目すべきは寛政の三博士として著名な柴野栗山（「柴野彦助」）が岡崎の別宅に同居している点であろう。柴野栗山は宗孝の祖父・高橋宗直（凶南）に師事しており、その関係から高橋家別宅へ避難したものと思われる。但し、後述するように、柴野栗山へは藤貞幹が書状で罹災状況を説明しており、また、竹治貞夫氏によれば、栗山は天明8年正月に江戸へ向かい、昌平饗に仕えているため³³⁾、養子の柴野碧海の誤記である可能性が高い³⁴⁾。

同日の朝、火の勢いが収まったため、宗孝は自宅へと向かった。家屋敷は全焼してしまったが、3つの土蔵は問題がないように見え、「大悦」と記している。しかし、翌日、再び自宅へと向かうと、「書籍・日記・装束類・古物古形等」を収納した土蔵が焼失してたことが分かり、愕然としている。「扱々残念不過之甚愁腸、不尽涙」という一文に宗孝の無念さがうかがえよう。「日記并家記等」については「当家類要」という書物に目録があったようだが、他の書籍については膨大であったため、目録が作られていなかった。すなわち、高橋家においては公家としての業務に必要な「日記并家記等」は整理・管理されていたことがこの一文から確認できる。

さらに、この焼失は宗孝のみならず、多くの人々に衝撃を与えた。京都の学者・藤貞幹は柴野栗山に対して、「高橋采女正（宗孝）記録蔵も去年加修覆申候、此度火入数千卷書籍一時ニ尽申候、残念之至ニ御座候」と報じている³⁵⁾。この栗山宛藤貞幹書状は『蒙斎手簡』と称された抄録本に収められたもので、水戸藩の彰考館総裁・立原翠軒蔵本を同藩重臣・小宮山楓軒が書写した史料であるため、年代や前後の文脈が不明だが、天明の大火による罹災とそのショックを端的に記した内容と言えよう。ここで注目すべきは、「記録蔵」が去年修復されたこと、灰燼に帰した書籍

33) 竹治貞夫「柴野栗山の旅と作品」（『徳島大学国語国文学』7、1994年）2頁

34) 柴野碧海は明和7年讃岐にて生まれ、京都で栗山に師事し、養子となった人物。猪口繁撰『柴野碧海先生略伝』（1924年）2頁～3頁によれば、「養父栗山先生の後を襲ぎ、阿波藩の儒官に任じ、同年（天明8年）四月二日江戸藩邸に移る」と記されており、天明8年正月当時の居住地がどこであるかは不明だが、京都の阿波藩邸である可能性が高い。

35) 『蒙斎手簡』上（『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』37、1993年）11頁。

36) 岡村敬二『江戸の蔵書家たち』（講談社選書メチエ、1996年）など。

が「数千巻」に及んでいた点である。もちろん、「数千巻」は誇張である可能性が高いが、蔵前の俳人・真実庵抱儀（守村次郎兵衛）が10万巻、屋代弘賢が不忍文庫として5万巻を所蔵していることなどを考え合わせれば³⁶⁾、高橋家の所蔵した書籍「数千巻」という表現は大きく逸脱するものではないであろう。加えて、それらを収蔵するための「記録蔵」が存在したのであった。

次に、記録資料の罹災を免れた公家の様子を見てみよう。ここでは「日記の家」のひとつである大外記押小路家の事例から、押小路家の記録資料に対する意識を検証したい³⁷⁾。なお、既に第二章でも「大外記師武記」を用いたが、現存する天明8年の「大外記師武記」4冊³⁸⁾のうち、最初の1冊のみが押小路師武執筆、残りの3冊が父親である押小路師資による執筆であるものと思われる。その理由として、①残りの3冊には「師武」という表記が見えるが、最初の1冊及び他の「大外記師武記」には一人称としてこのような表現は見当たらない。②「師武」が見聞きした事象について「云々」と記していること。一人称ではこのように記す必要はない。たとえば、2冊目に正月30日条が記されているが、「師武着衣冠、帯剣、未過剋参 内、先ツ参床子ノ座辺、官武敬義宿禰同参、諸司何レ是レ参上ト云々」のような記述である。③そもそも筆跡が残りの3冊と最初の1冊及び他の「大外記師武記」とが相違しており、残りの3冊は父である師資が執筆した「大外記師資記」³⁹⁾と類似している。以上のことから現存する天明8年の「大外記師武記」4冊のうち、今回引用する後半の3冊は師武の父親である師資による執筆であろう。なお、原表紙には師武による執筆であると表記されていないため、押小路家からの寄贈後、内閣文庫の目録作成過程で誤ったものと思われる。

まず、息子の押小路師武は未刻に衣冠を着けて参内し、天皇の下鴨社への移動に従っている。一方、師資は「私宅文庫令守護、及丑剋火勢強ク引退ク、洛中一面ニ火中、誠ニ未曾聞ト云々、家内悉ク引退、(中略)去東山安楽寺(尤当家有因縁)、令滞在」と記しているように、「私宅文庫」を火から守っていたものの、火の勢いが強く、やむを得ず東山安楽寺へ避難した。以下、翌2月朔日条～3日条までの間の記事で「文庫」に関するものを抜き出してみよう。

(2月朔日条)

一、私宅文庫其外土蔵ニヶ所共残リアル旨遠見之者注進、大幸不過之、

(2月2日条)

一、師武参私宅、焼跡文庫・土蔵ニヶ所等無悉、令開戸、

(2月3日条)

一、私宅文庫昼夜家来両三人遣、令致守護、

(中略)

一、夫(皇居)より参官務(壬生官務家)、本宅文庫・土蔵等無悉、珍重々々、

(中略)

一、夫(皇居)より亦参私宅、文庫・土蔵等無悉、大幸々々、家来老人・下部等遣令守護、西院村人足も三人来、令取納炭・塵之事、

火災直後の2月朔日、文庫が無事であるとの報告を得て、師資は一安心している。翌日には息子・

37) 前掲註9「大外記師武記」。

38) 前掲註9「大外記師武記」は内閣文庫に40冊が遺されており、うち26冊目～29冊目が天明8年に該当する。

39) 「大外記師資記」(国立公文書館内閣文庫蔵古009-270)。

師武が焼け跡を訪れ、文庫と土蔵の無事を確認し、3日にはそれらを夜盗などから守るため家来を派遣した。師資は皇居となっている聖護院へ見舞いをした後、押小路家と同様に「地下官人之棟梁」の家柄で、「蔵書の家」である壬生官務家を訪問。壬生家も文庫と土蔵が無事であったようで、ともに喜んでいる。そして、この日、師資ははじめて罹災した自分の家に向かい、文庫と土蔵の無事を「大幸々々」と記している。

猛火の中、最後まで文庫を守り、やむを得ず避難した後も文庫の安否を気にかけて、その無事を知るや「大幸不過之」「大幸々々」と日記に記した師資の意識から、いかに記録史料が重要であったかがうかがえよう。

以上、高橋宗孝による天明の大火の罹災記事から次のようなことが判明した。①高橋家には「数千巻」にも及ぶ蔵書があり、そのうち「日記并家記等」は目録が作られ、管理されていた点。これは御厨子所預として、日常的な朝廷儀式を円滑に進めるためであり、公家身分の中でも特殊な「家職」を扱う家ならばこそであろう。②邸内には3つの土蔵があり、そのうち1つは「記録蔵」であった点。膨大な書籍を収め、防火するためには(結局、防火には至らなかったが)蔵の存在が不可欠なのであろう。③これらの焼失は「不尽涙」と記しているように、非常に辛い経験であった点。宗孝の「日記并家記等」などを含む書籍に対する意識がうかがえ、そして、この焼失については江戸の第一級の学者にも伝えられるほどの衝撃であった。他方、押小路師資は猛烈な火勢の中、「文庫」を死守しようとしており、記録資料の罹災を免れたことが「大幸不過之」「大幸々々」であった。両者の日記から、公家の記録史料に対する執着がうかがえよう。

四、罹災後の記録資料再生

記録資料を焼失した高橋宗孝が悲嘆に暮れている暇はない。業務の再開に向けて、記録資料の再生が不可欠であるためだ。しかし、「数千巻」にも及ぶ蔵書や「日記并家記等」をすべて再生することは困難である。それでは、どの記録資料をどのように再生しようと試みたのであろうか。この点についても宗孝の日記をもとにして検証してみたい。なお、天明8年(1788)の日記に見える書籍や記録資料に関する記事は表2としてまとめた。

焼失後、岡崎村の別荘にて過ごしていたが、焼失届や拝借銀願の提出、御厨子所預供御人である撰津国西成郡今宮村百姓からの見舞いの対応、日貢御膳など、やらなければならないことは累積していた。そのような多忙の最中、2月18日に御厨子所番衆を勤めている地下官人・大隅庸房邸へ赴いている。内容は「信時君日記宝永六年之処借用、帰宅、従今日半紙十七行書写」するためであった。「信時君」とは、大隅庸房の五代前に該当する人物で、享保19年(1734)に死去した御厨子所小預大隅信時のことである⁴⁰⁾。宝永六年(1709)とは、前年に起こった宝永の大火、すなわち御所を焼失させた大火で、大火直後にどのような活動をしたかを知るために書写したのであろう。この記事は天明8年(1788)の記録資料や書籍の名前が具体的に登場する最初のものだが、未曾有の災害に際し、行動の羅針盤とすべきものとして「信時君日記宝永六年」を選んだことは当然と言えよう。「信時君日記宝永六年」は同月27日に書写し終わり、28丁(日記の記

40) 前掲註29『地下家伝』中巻、1070頁。なお、同家はずっと御厨子所小預を世襲で勤めていたが、庸房の養父信彦の時に小預を退任し、新しく設置された番衆に任じられている。

述では「廿八葉」に及んだ。3月2日に「信時君日記宝永六年」を返却した際、「延宝年中之日記」に借用し、これを同月22日に返却。次いで、5月18日には「正徳年中日記」を借用している。これらも業務の参考とするため借り出し、書写したのであろう。現存する「御厨子所預日記抄」の延宝・宝永・正徳年間の日記が御厨子所小預の記事であるのはそのためである。

「信時君日記宝永六年」を借用した翌日の2月19日、内膳司奉膳（近世内膳司の長官）である濱島等庭が別荘へやってきた。濱島等庭は内膳司の長官である奉膳を勤めている人物であり、宗孝と同年代の地下官人である。加えて、藤貞幹や裏松固禪ら、京都の有職故実家との関わりが深く、のちには朝廷内随一の有職家と評されるほどであった⁴¹⁾。その際、濱島等庭より「明和八年仙洞御所御移徒之節調進之五菜并三本御膳之図一卷」を借用している。明和8年(1771)の「仙洞御所御移徒」とは、前年に譲位した後桜町上皇が正月25日に禁裏より「桜町新仙洞」⁴²⁾へ移った時のことである。今回の大火で聖護院へ避難した天皇はいずれ新内裏へ移動するが、その時調進する膳を確認するためであろう。

宗孝の記録資料再生作業は書写だけにとどまらない。加えて、「数千巻」にも及ぶ蔵書の中には当然「古典」とも言いうる儀礼書が存在したはずで、それらの再生も行われた。早くも2月22日条には次のような記事が見える。

一、二條通柳馬場東へ入於林伊兵衛方、文徳実録十巻〈代十八匁〉・令義解十一巻〈代十五匁〉
二部調之、山田民也同道、

宗孝は二条通柳馬場東に店を構えた書肆・林伊兵衛を訪れ、「文徳実録」10巻と「令義解」11巻を、それぞれ代銀18匁・代銀15匁で購入している。さらに、翌23日には、再び林伊兵衛より「続日本紀」20冊を57匁5分で購入している。天明の大火で罹災し、11日には「元来少給之私共家財・衣類等悉ク焼失仕候二付」、「御憐愍ヲ以類焼之面々一人分銀一貫目宛拝借被 仰付被下候者難有奉存候」という趣旨の願書を連名で提出しているにも関わらず、次々と書物の購入をしている点は注目に値しよう。

では、宗孝はなぜこれらの書物を購入したか。残念ながら、理由は判然としないが、たとえば、「令義解」の場合、「令義解会」と称した会読ないし校合作業を山田民弥（以文）・橋本経亮たちと行なっている。それは2月27日から6月28日までの間に9回も行なっていた。また、「文徳実録」についても7月19日に「校考始」をし、6回の「校考」記事が確認できる。いずれも、現実の朝廷儀式に適用できる要素は少なく、校正し、善本を作成しようとする意識であろう。このような会読・校合記事は多く見られ、「北山抄」の場合、10月18日以降、裏松固禪たちと7回も行なっている。しばしば、宗孝とともに会読・校合を行なっている山田以文・橋本経亮は、藤貞幹の弟子であり⁴³⁾、焼失した善本の回復に努めようとする若手有職家の意識が垣間見える。

なお、高額な書籍の購入や宗孝自身による書写だけではなかなか「数千巻」にも及ぶ記録資料や蔵書の回復は進まない。そこで、鎌田文蔵なる人物に「西宮記巻一」（8月22日条）や「北山抄」（11月14日条）の書写を依頼している。10月16日条には「書写料」を支払っていることか

41) 濱島等庭については、拙稿「近世後期地下官人の有職知」（『論集きんせい』29、2007年）。

42) 『続史愚抄』後編（『新訂増補国史大系』吉川弘文館、1966年）696頁。

43) 吉澤義則「藤貞幹に就いて」（『芸文』13-8～12、1922年）。

44) 『無仏斎手簡』上（『日本藝林叢書』9、六舎館、1929年）20頁。

ら、書写を生業にしている人物がいたことがうかがえよう。実際、藤貞幹は彰考館総裁立原翠軒に対して、寛政2年(1790)4月29日付書状の中で次のように述べている。

一、江家次第全十九冊槌ニ落手仕候、此度御書中ニ貴地にて雇筆の事被仰下候、何卒相成候義候は、西宮記・北山抄・貞観儀式の三書御写させ被下間敷哉、於此地にて申付候へは、雇筆の費多く可有御座候哉与奉存候、⁴⁴⁾

ここでは書写する人のことを「雇筆」と称しており、京都での「雇筆」は費用がかかると述べているが、おそらく、京都という土地柄、また天明の大火直後ということもあって、「雇筆」産業バブルが起こっていたと評価できよう。

以上、宗孝の記録資料・蔵書の再生について見た。最後にまとめてみたい。①業務に必要な記録資料を早々に御厨子所番衆大隅家や内膳司濱島家より借用している。特に、最初に大隅家から借用した「信時君日記宝永六年」は宝永の大火直後の記録であり、これを指針として地下官人としての業務を進めようとしたことがうかがえる。②大火直後で生活が困窮しているにも関わらず、大金を支払って書籍を購入している。これは直接業務に関わるものではなく、おそらく、焼失した善本の回復を行なおうとする有職家としての特別な意識であったものと思われる。③「雇筆」によって書籍のコピーが進められた。しかし、この書写は既に刊行されている書籍に限られたものと思われ、業務に関わる記録資料は自身で書写している。二で述べたように、公家としての身分的安定のためには最小限の開示で止めたいという意識であると評価し得よう。

おわりに

本稿の最後にまとめをおこなう。

第一の課題、近世朝廷の記録資料はどのような管理であったのか、その特質は何かについて。近世の朝廷では一部を除いて記録資料の組織的な管理は行なっていない。膨大な文書の発給が行われているにも関わらず、これらが成されていない理由は構成員である天皇・公家の身分的安定のためであると考えられる。天皇・公家は排他的な血と知の継承のためには、合理的に朝廷運営・朝廷儀式を進めるためのツールとして、公日記などの記録資料が作成されることは極端に忌避していたものと思われる。むしろ、個々の家で業務に関する日記を蓄積していった。

第二の課題、公家は記録資料をどのように意識していたかについて。天明の大火に罹災した公家の事例として、御厨子所預・高橋宗孝を事例として掲げた。高橋家には「数千巻」にも及ぶ記録資料や蔵書があり、「日記并家記等」は目録が作られ、管理されていたが、これらは御厨子所預として、朝廷の年中及び臨時の行事を円滑に進めるためである。邸内には3つの土蔵があり、そのうち1つは「記録蔵」と称されていた。しかし、大火を防ぐことはできず、灰燼に帰した記録資料を目の当たりにし、愕然として「扱々残念不過之甚愁腸、不尽涙」と心情を吐露している。他方、罹災を免れた押小路師資は「大幸不過之」「大幸々々」と記しており、公家が記録資料をいかに重要視していたかがうかがえよう。

第三の課題、失われた記録資料をどのようにして再生しようとしているか、その際、何を念頭に置いたかについて。ここでも天明の大火に罹災した御厨子所預・高橋宗孝を事例とした。宗孝は業務に不可欠な記録資料を早々に借用している。これは地下官人として円滑に業務を進めようするためだ。さらに、大火直後、大金の書籍を購入している。おそらく、焼失した善本の回復を

行なおうとする意識であろう。但し、自身の書写や購入だけでは間に合わず、「雇筆」による書籍のコピーが行なわれた。「雇筆」による書写は身分的安定を脅かすことにも成りかねないため、刊行されているものに限定されたものと思われる。

表1 「禁裏番衆所日記」写本所蔵状況

題名	年代	冊数	所蔵機関	備考
禁裏番衆所日記	—	1	国立国会図書館	
禁裏番衆所日記	寛永8・寛文3	2	国立公文書館内閣文庫	
禁裏番衆所日記	寛永19～慶安2・ 寛文3～6	6	宮内庁書陵部	江戸時代写
禁裏番衆所日記	正保元～3	1	宮内庁書陵部	
禁裏番衆所日記	慶安3～天和2・ 享保14	9	宮内庁書陵部	安永7年柳原紀光写
禁裏番衆所日記	宝永4～享保3	10	宮内庁書陵部	安永8年写
禁裏番衆所日記	宝永8	1	無窮会神習文庫	
禁裏番衆所之記	—	1	東京大学史料編纂所蔵	近衛篤磨蔵本写
昭仁親王立太子記	享保13	1	宮内庁書陵部	別書名「禁裏番衆所日記」
靈元院番衆所日記	貞享2～4	3	宮内庁書陵部	別書名「禁裏番衆所日記」 「院中番衆所日記」。庭田 重条写
禁裏日次	延宝2	1	国立公文書館内閣文庫	
禁裏日次記	寛永19～延宝9	12	京都大学	卷八欠。大正元年写
禁裏日次記	—	9	勸修寺家	

[表2] 天明8年大火後御厨子所預高橋宗孝関連書籍記事

月日	書物	関係相手	内容	備考
2.18	信時日記宝永六年	大隅佐渡守	大隅佐渡守へ借用	227 写終わり / 32 返却
	扶桑拾葉	裏松入道	裏松より返却	
	礼儀類典5冊	裏松入道	裏松より返却	
	小野宮年中行事	裏松入道	裏松より返却	
	平戸記	裏松入道	裏松より返却	
	仁和謝法記	裏松入道	裏松より返却	
	吉口傳	裏松入道	裏松より返却	
	侍中群要2冊	裏松入道	裏松より返却	
	陣官抄	裏松入道	裏松より返却	
	吉部秘訓抄	裏松入道	裏松より返却	
	卓子式	裏松入道	裏松より返却	
2.19	日本紀12冊	内膳司濱島等庭	濱島へ持参	「裏松入道ヨリ御返却」
2.20	明和八年仙洞御所御移徙之節調遣之五葉并三本御贈之因	内膳司濱島等庭	濱島より借用	
	山槐記3巻	内膳司濱島等庭	濱島より返却	
	令義解	内膳司濱島等庭	濱島より返却	
2.22	文徳実録10巻	林伊兵衛	二條通柳馬場東入林伊兵衛より18匁購入	
	令義解11巻	林伊兵衛	二條通柳馬場東入林伊兵衛より15匁購入	
2.23	続日本紀20冊	林伊兵衛	林伊兵衛より57匁5分購入	
2.26	御ゆとののうへ日記	内膳司濱島等庭	濱島より返却	
	玉食供進抄	内膳司濱島等庭	濱島より返却	
2.27	令義解	山田以文	令義解会	山田邸にて
2.29	玉食供進抄	山田以文	「写之儀相願」	
3.2	延宝年中之日記	大隅庸房	大隅より借用	3.22 返却
3.6	黄嶺問答	内膳司濱島等庭	濱島より返却	「宗直朝臣之筆」
3.18	令義解	山田以文	令義解会	「参山田亭」
3.21	令義解	山田以文	令義解会	「於山田亭」「出席」
3.24	令義解	山田以文・橋本経亮	令義解会	「於予家」
4.6	令義解	山田以文	令義解会	「参山田亭」
4.19	御ゆとのの日記	山田以文	一枚	4.20 校考畢 / 尾崎積興へ返却
4.20	貞観儀式	山田以文	校考会	「今日ヨリ」「以文於私宅始之」
4.22	貞観儀式三ノ巻1冊	山田以文	一枚畢	
	犬追物1冊	山田以文	一枚畢	
4.26	北山抄	尾崎積興	尾崎積興へ持参	「写出来之分」
5.3	鸚鵡言之葉	有坂宇右衛門	写が完成して、有坂が持ってくる	松平越中守作
5.8	令義解	山田以文・橋本経亮	令義解会	「参山田亭」
5.18	正徳年中日記	大隅佐渡守	大隅より借用	
5.19	令義解	山田以文・橋本経亮	令義解会	
5.20	寛永廿一年御ゆとのの日記	山田以文	一枚畢	
5.22	令義解	山田以文・津田賢蔵・橋本経亮	令義解会	「来駕」
6.11	雲囚抄	裏松入道	裏松が「入用之由」	「焼失之由申、御断」
	天明炎上記	—	写出来	「町尻殿作」「御末おおか筆也」
	天明炎上記	山田以文	読合・一枚	
6.12	雲囚抄	裏松入道	裏松へ持参	「尾崎縫殿頭願」
	雅亮装束抄1冊	水口右衛門尉	「写之儀相遣云々」	
6.21	—	直井右衛門	高橋が「読書の事申入」	「同村(岡崎村)直井右衛門」
6.24	令義解2冊	尾崎積興	尾崎が書き写して、持ってくる	
6.25	親有職1冊	橋本経亮	橋本へ返却	
6.26	文選	直井右衛門	「読書、從今日始」	
6.27	—	直井右衛門	「読書」	
6.28	令義解	山田以文・津田賢蔵	令義解会	「来駕」
	—	直井右衛門	「読書」	「直井先生」
7.19	文徳実録	山田以文	「校考始」	7.21「校考畢」
7.20	寛永廿一年御ゆとのの日記	内膳司濱島等庭	濱島へ返却	
	玉食供進抄	内膳司濱島等庭	濱島へ返却	
7.28	文徳実録	—	「校考卷十一書終、同始巻一枚考云々」	

回録からの再生（西村）

8.2	文徳実録	山田以文	校考	
8.8	文徳実録	山田以文	校考	
8.10	拾芥抄	—	「調之」	
	知名抄	—	「調之」	
	姓氏録	—	「調之」	
	雅亮装束抄	—	写完成	
8.13	文徳実録	山田以文	校考	「参山田以文亭」
8.17	—	直井右衛門	「読書」	
8.20	雅亮装束抄	山田以文	山田より返却	
	飾抄	山田以文	山田より返却	
8.21	禁秘抄 1冊	林伊兵衛手代	林伊兵衛へ返却	
	三輪物語	林伊兵衛手代	林伊兵衛へ返却	
	排(ママ)胤氏族	林伊兵衛手代	林伊兵衛へ返却	
8.22	西宮記巻一 1冊	鎌田文蔵	書写させる	
—	(8.27 ~ 10.14 欠)	—	—	
10.15	文徳実録 10巻	高松後藤弥右衛門	「返却」	「山田民弥方迄出ス」
10.16	北山抄	山田以文	校考	
	—	鎌田文蔵	書写料を渡す	
	江家次第	—	「調之」	料金 2歩 2朱
	延喜式 50巻	—	「調之」	料金 140目
10.18	北山抄	山田以文	校考	
	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
	土佐家競馬図一卷	有坂宇右衛門	有坂より借用	10.19 に広橋家へ相渡す
	年中装束抄二巻	有坂宇右衛門	有坂より借用	
10.19	延喜式 50巻	—	「返却」	小野大学允落手
	延喜式 50巻	—	「加口書畢」	
	西宮記	—	校考	
	北山抄	—	校考	
10.20	北山抄	—	校考	
10.21	北山抄	—	校考	
10.22	北山抄	—	校考	
10.26	(桐書箱函百巻入)	寺町石薬師下所	「調之」	料金 1貫 350文
10.27	雲図抄 1巻	有坂宇右衛門	借用	酒井雅楽頭蔵本、10.28 広橋家へ持参
10.28	北山抄	山田以文	校考	
	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
11.3	—	裏松入道	会中止	
11.4	図類二三拾	有坂宇右衛門	有坂より借用	
	文選正文	松野喜兵衛	「調之」	
11.8	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
11.9	雲図抄	青貝屋	「調之」	
	建武年中行事	青貝屋	「調之」	
	沿革図補	青貝屋	「調之」	
	世継物語	青貝屋	「調之」	
	御代始抄	青貝屋	「調之」	
11.13	—	裏松入道	風邪のため不参	
11.14	水鏡	山田以文	校考	
	北山抄	鎌田文蔵	書写したものが完成、持って来る	
11.16	文選	津田賢蔵	「説合」	
	水鏡 70丁	山田以文	校考	
11.17	竹とり物語	青貝屋	「調之」	
	うつほ物語	青貝屋	「調之」	
	百練抄	勢州三井総十郎	「借用、為令写」	
11.18	水鏡	山田以文	校考	
	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
11.19	類典	裏松入道	高橋から返却	
	漢書	津田賢蔵	会読	「来駕」
11.27	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る

12.3	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
12.4	類典 1冊	壬生殿	壬生へ貸す	京極宮本
12.5	書物	菅我部元太郎	「今日取寄」	
12.6	周礼	津田賢蔵	会読	
12.12	十八史略	津田賢蔵・水口右兵衛尉	会読	「来駕」「会読始」
12.13	北山抄	裏松入道	北山抄会	裏松邸へ参る
	1冊	津田賢蔵	「返却」	
	詩経 6冊	津田賢蔵	「返却」	
12.26	八瀬村繪旨写 2通	橋本経亮	橋本が持って来る	「今宮村願二付」※今宮村の出入あり